

第2回 一宮川流域治水協議会 流域対策の実施状況について (長南町)

1. 長南町部会
2. 被害対策分科会

1. 長南町部会について

(1) 設置目的

令和元年10月25日の大雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一宮川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を令和11年度末迄に計画的に推進するため、長南町における具体的な対策に関する協議・情報共有を行うことを目的とする。

(2) 部会構成員

住民代表、アドバイザー（学識者）、県、長南町
詳細は、一宮川流域治水協議会 長南町部会 規約のとおり

(3) 第1回部会

1) 開催日時

令和3年5月25日（火）17時50分～20時20分

2) 議論の概要

- ・分科会について、長南町域での上流部＝集水域と、水害を受けた地域＝氾濫域の枠組みとすべきとの意見を踏まえ、具体の体制や検討項目について整理する。
- ・氾濫域での検討にあたり、須田地区を先行検討するモデル地区とする。
- ・河川整備にあたって、住民に丁寧な説明をしてほしい。

2. 被害対策分科会について

(1) 出席者

地元代表、県、長南町

(2) 会議概要

1) 開催日時

令和3年6月23日（水）10時～11時40分

2) 主な意見交換内容

- ・ 2つの分科会を設ける。1つは令和元年豪雨で被害を受けた地区（須田地区）を対象に土地利用施策などを協議する「被害対策分科会」、もう1つは浸水被害が生じなかった地区を対象に田んぼダムやため池、開発調節池を用いた雨水貯留を検討・協議する「雨水貯留分科会」である。
- ・ 地元住民への浸透を目的として（仮）流域治水勉強会を設ける。
- ・ 河川整備の方針（案）としては、三途川で河道線形改良や管理用通路の舗装を行い、河川整備後に家屋等の浸水が残る範囲については輪中堤等の対策を実施する。これらの整備を実施しても浸水が残る範囲については、建築する際のルールを検討する。
- ・ 河川整備及び建築ルールについては、地元住民への説明、長南町部会で地域の合意を得るものとする。